

平成26年度第2回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨

1 日 時

平成27年1月23日(金) 午後2時30分～4時30分

2 場 所

尼崎市立文化財収蔵庫

3 出席委員及び欠席委員

出席委員	委員 長	田 中 敏 雄
	副 委 員 長	馬 田 綾 子
	委 員	大 場 修
	委 員	伊 達 仁 美
欠席委員	委 員	坂 井 秀 弥

4 出席した事務局職員

社会教育部長	吉 田 淳 史
歴博・文化財担当課長	益 田 日 吉
歴博・文化財担当係長	楞 野 一 裕
歴博・文化財担当主任	伏 谷 優 子

5 第1回審議会会議録要旨確認

議事に先立ち、第1回尼崎市文化財保護審議会会議録要旨の内容を委員が確認、了承された。

6 議 事 等

議事1「平成26年度尼崎市指定文化財候補物件の調査について」

事務局から候補物件の概要、調査用資料の構成・概略を説明

候補物件の古文書を実見しながら事務局が読みや比較資料等を説明、委員による質疑、調査・検討

- (1) 貼紙の痕跡と、貼紙に書かれた年号の文字の裏写りと見られる痕跡がある。(事務局)
 - ・ 貼紙の痕が大きいことから、貼紙は後年に付けられたものと考えられる。貼紙に書かれた年号の文字の裏写りと見られる墨痕が認められる。文字が「観応」と見えるのではないかという意見もあるが、後年の貼紙でありあまりこだわらない方がよい。(委員)
 - ・ 観応の擾乱後は足利直義にかわって足利義詮が政務を担当し、将軍である尊氏が鎌倉に下向して不在ということもあり、このような文書を出しても不自然ではない。(事務局)
- (2) 先行研究で 型・ 型に近似するとされていた花押は、 型に近いように見える。(事務局)
 - ・ 型としてよい。時期も 型の使用年代に絞られてくるのではないか。(委員)
 - ・ 花押の研究では、 型の使用は観応2年に始まり、また、 型から 型へはゆるやかな

- 変化としながらも、延文3年の義詮の將軍就任を政治的な画期としている。(事務局)
- (3) 文書の年代と尼崎の大覚寺在陣の時期について、文字や花押の変化の有無などの点から説明してほしい。(委員)
- ・義詮の尼崎在陣は延文4年(1359)から5年にかけてなので、花押は 型ではなく、 型が使用されている時期である。文書に据えられている 型の使用年代は、尼崎在陣の時期より少し遡る時期で、観応ということであれば7~8年遡る。(事務局)
- (4) 家産を安堵された藺家(公家)の忠節の内容が問題となってくるのではないか。(委員)
- ・武家(足利將軍家)から公家に対して出した安堵としては、飛びぬけて早い時期のものとなる。足利義満の時代には出されるが義詮の時代には例がなく、深読みはできるものの他に比較する資料がないようである。(委員)
 - ・忠節に対する安堵は武家から武士へというのがそれまで一般的で、武家から公家というのは例がなかったということか。(委員)
 - ・一般的には安堵を受ける側からの願い出に対して発給されるものであり、その理由づけとして忠節があげられる。出された事情が不明であり、忠節の具体的な内容については当事者のみが了解している。ただし、公家が武家に接近して、なおかつ何らかの働きを認めてもらえるような関係を築いたということは言える。(委員)
 - ・忠節に「御」を付けて「御忠節」としているが、主人から家来に出す場合には付けられないのではないか。(事務局)
 - ・武家から武家に対しては明らかに「忠節」という表現だが、官位も同じぐらいの公家に対しての場合は、確かめる必要がある。(委員)
- 実物調査に引き続き、調査を踏まえて候補物件についての審議、資料概要の表現等の検討
- (1) 「忠節」の内容、貼紙等について、概要説明文でどこまでの表現が適切か。(委員)
- ・「忠節」の内容を論じた研究に確定的でない部分があり、「忠節」の内容に踏み込むのは危険である。足利義詮の花押が据えられた正文であるという文書の価値を前面に表して、指定文化財としての価値を説明する方が適切である。(委員)
 - ・貼紙については、付けられた時期が特定できない以上、痕跡の存在や貼紙に年号が書かれていた可能性にふれるにとどめたい。(委員)
 - ・前回の概要説明で貼紙を付年号として表現したのは誤りであり、修正した。(事務局)
- (2) 正文であることを強調する表現が説明文や名称に必要なのかどうか、書状の員数についても確認したい。(委員)
- ・資料名称の「足利義詮書状」で、案文でも写しでもなく書状の現物、正文とわかる。また、南北朝期の書状はその内容から細分化して名称をつける場合があるが、資料名称は一般的な書状という呼称が適切と考えている。(委員)
 - ・書状の員数については、未装の場合には1通というが、表具が掛幅装なので1幅としている。(事務局)
- (3) 花押の型については、実物調査により明らかに 型であるから、修正が必要である。(委員)
- ・明らかに 型なので修正したい。(事務局)
- (4) 花押を 型とすると文書の年代が少し上がって、將軍就任後の尼崎下向とは時期がずれるが、説明文の表現に矛盾はないか。(委員)

- ・この文書自体は尼崎下向の関連文書として位置づけているわけではないので、尼崎下向時期とのずれは問題がない。ただし、尼崎での活動時期に関わる文書と誤解を招くような文章表現になっていないか気にかかる部分がある。正文として貴重であるということを示す文言に入れ替えるなど、表現を考えたい。(事務局)
- (5) 概要の説明文で改行が必要な箇所の字下げがなされていないところがある。(委員)
- (6) 尼崎と足利義詮の関連の周知度、収集や研究の経緯について知りたい。(委員)
- ・市民にはそれほど広く知られていないと思う。足利義詮自体は義満に比べてメジャーではないが、この文書を活用して知ってもらい、そういう人物が尼崎と関わりがあったことを伝えたい。(事務局)
 - ・子どもたちに知ってもらうきっかけにもなるので、指定は意味のあることだと思う。(委員)
 - ・資料収集時の古書目録の掲載状況とその後の研究について説明(事務局)
- (7) 概要説明文の修正と答申文案の作成については、事務局と歴史分野担当委員で十分に検討を加えて作成してほしい。(委員)
- ・説明文全体を見直して、この文書の内容の説明部分と、義詮の活動と尼崎との関わりの説明部分とで、混同、誤解を招かないような文章を考えたい。(委員)
 - ・次回の審議会までに、南北朝期の歴史を専門分野としている研究者から文化財保護専門家として助言を受けることを考えている。そのご意見もふまえて歴史分野担当の委員と検討しながら説明文を作成したい。次回の審議会では答申文案として審議をしていただきたい。(事務局)
- (8) 答申書の説明文には典拠とした文献等の脚注を付けないのか。(委員)
- ・答申書は審議会から教育委員会へいただいたご意見であり、様式が定められているわけではない。補足説明として必要がある場合には付けることはできる。(事務局)
 - ・答申書はこの時点での判断ということであり、将来解釈が変わるなどの可能性もある。この時点で何を根拠として判断してこのような答申書となったかを明らかにしておく必要があると思う。(委員)
- (9) 指定に関してどのような答申書を作るかということが問題になってくるが、答申書には詳細な審議会資料も付けるのか。(委員)
- ・答申書そのものには、資料概要と内容、指定候補物件とする理由のみを記している。(事務局)
 - ・注や添付資料等も全て審議会が納得した形で、責任を持って答申を出すということになるので、説明内容に複雑な点があれば、第三者に分かるように注や資料を付ける必要もあるのではないかと。(委員)
 - ・教育委員会からの諮問に応じて、審議会から出していただく答申の内容については、審議会の方で論議していただくものである。(事務局)
 - ・答申書が外部に出されて直接に指定が決められるのではない。答申書として出された専門の先生方で構成された審議会の意見をふまえて議案を作成し、最終的には教育委員会での議決を経て指定が決まる。(事務局)
 - ・審議会資料に記載されている文献リストを載せて、答申書の概要説明文の典拠を明示するのがよいと思う。(委員)

- ・概要の文章を作るにあたっては判断の根拠を明示するという形で、歴史分野担当委員と事務局で答申文案をまとめてほしい。(委員)

以上の調査・審議をふまえ、委員長が「足利義詮書状」を今年度の尼崎市指定文化財として答申をまとめることについて委員に諮り、全員が了承した。

議事2「その他」

事務局からは第3回審議会の予定について報告

- ・第3回は3月12日(木)午前10時から、会場は教育委員会室を予定

議事を終了

8 開 会

議事終了後、現在文化財収蔵庫で実施している小学3年生向けの「むかしのくらし学習支援事業」で教材としている昭和8年の開明尋常小学校の様子を撮影した映像を、委員が観覧した。

以 上